

部局	県土整備部
執行機関名称	真岡土木事務所
委託契約開始年度	平成 27 度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	—	芳賀建設業協同組合	芳賀建設業協同組合
契約期間	—	平成 28 年 9 月 16 日 ～ 平成 29 年 3 月 17 日	平成 29 年 8 月 30 日 ～ 平成 30 年 3 月 20 日
予定価格	—	(117, 050) 103, 086	(167, 465) 132, 246
契約金額	—	(116, 802) 102, 870	(166, 838) 131, 760
見積取得数（者）	—	1	1

(注)「予定価格」「契約価格」欄の上段の（ ）書は変更契約後の価格

(ゼロ県債)

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	芳賀建設業協同組合	芳賀建設業協同組合	芳賀建設業協同組合
契約期間	平成 28 年 3 月 1 日 ～ 平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 3 月 7 日 ～ 平成 29 年 9 月 29 日	平成 30 年 2 月 13 日 ～ 平成 30 年 9 月 28 日
予定価格	(112, 352) 112, 806	(139, 978) 112, 946	147, 798
契約金額	(112, 082) 112, 536	(139, 201) 112, 320	146, 880
見積取得数（者）	1	1	1

(注)「予定価格」「契約価格」欄の上段の（ ）書は変更契約後の価格

部局	県土整備部
執行機関名称	栃木土木事務所
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	—	—	下都賀建設業協同組合
契約期間	—	—	平成 29 年 9 月 6 日 ～ 平成 30 年 3 月 9 日
予定価格	—	—	124,016
契約金額	—	—	(163,220) 123,768
見積取得数（者）	—	—	1

(注)「予定価格」「契約価格」欄の上段の（ ）書は変更契約後の価格

(ゼロ県債)

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	—	—	下都賀建設業協同組合
契約期間	—	—	平成 30 年 2 月 7 日 ～ 平成 30 年 9 月 28 日
予定価格	—	—	138,780
契約金額	—	—	138,456
見積取得数（者）	—	—	1

(注)「予定価格」「契約価格」欄の上段の（ ）書は変更契約後の価格

部局	県土整備部
執行機関名称	矢板土木事務所
委託契約開始年度	平成 26 年度

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	塩谷建設業協同組合	塩谷建設業協同組合	塩谷建設業協同組合
契約期間	平成 27 年 9 月 14 日 ～ 平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 9 月 13 日 ～ 平成 29 年 3 月 24 日	平成 29 年 9 月 6 日 ～ 平成 30 年 3 月 23 日
予定価格	74,854	75,643	79,390
契約金額	(111,639) 74,736	(86,378) 75,492	(94,381) 79,272
見積取得数（者）	1	1	1

(注)「契約価格」欄の上段の（ ）書は変更契約後の価格

(ゼロ県債)

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	塩谷建設業協同組合	塩谷建設業協同組合	塩谷建設業協同組合
契約期間	平成 28 年 2 月 25 日 ～ 平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 2 月 17 日 ～ 平成 29 年 9 月 29 日	平成 30 年 2 月 6 日 ～ 平成 30 年 9 月 28 日
予定価格	74,962	78,678	78,602
契約金額	(77,306) 74,844	(86,367) 78,408	(89,229) 78,408
見積取得数（者）	1	1	1

(注)「契約価格」欄の上段の（ ）書は変更契約後の価格

部局	県土整備部
執行機関名称	大田原土木事務所
委託契約開始年度	平成 23 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	栃木県北建設業協同組合	栃木県北建設業協同組合	栃木県北建設業協同組合
契約期間	平成 27 年 9 月 11 日 ～ 平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 9 月 2 日 ～ 平成 29 年 3 月 23 日	平成 29 年 9 月 6 日 ～ 平成 30 年 3 月 23 日
予定価格	(226, 303) 174, 646	(233, 636) 179, 917	(273, 310) 189, 950
契約金額	(225, 028) 173, 664	(232, 804) 179, 280	(272, 743) 189, 540
見積取得数（者）	1	1	1

(注)「予定価格」「契約価格」欄の上段の（ ）書は変更契約後の価格

(ゼロ県債)

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	栃木県北建設業協同組合	栃木県北建設業協同組合	栃木県北建設業協同組合
契約期間	平成 28 年 2 月 17 日 ～ 平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 2 月 14 日 ～ 平成 29 年 9 月 29 日	平成 30 年 2 月 14 日 ～ 平成 30 年 9 月 28 日
予定価格	(182, 746) 161, 881	(208, 126) 162, 864	165, 985
契約金額	(182, 023) 161, 244	(207, 014) 162, 000	165, 240
見積取得数（者）	1	1	1

(注)「予定価格」「契約価格」欄の上段の（ ）書は変更契約後の価格

部局	県土整備部
執行機関名称	烏山土木事務所
委託契約開始年度	平成 27 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	栃木県那須南部建設業協同組合	栃木県那須南部建設業協同組合	栃木県那須南部建設業協同組合
契約期間	平成 27 年 9 月 16 日 ～ 平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 9 月 9 日 ～ 平成 29 年 3 月 24 日	平成 29 年 8 月 29 日 ～ 平成 30 年 3 月 23 日
予定価格	(64, 929) 54, 367	(70, 254) 58, 406	(81, 453) 64, 465
契約金額	(64, 486) 54, 000	(70, 016) 58, 212	(81, 259) 64, 314
見積取得数（者）	1	1	1

(注)「契約価格」欄の上段の（ ）書は変更契約後の価格

(ゼロ県債)

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	栃木県那須南部建設業協同組合	栃木県那須南部建設業協同組合	栃木県那須南部建設業協同組合
契約期間	平成 28 年 2 月 24 日 ～ 平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 2 月 22 日 ～ 平成 29 年 9 月 29 日	平成 30 年 2 月 21 日 ～ 平成 30 年 9 月 28 日
予定価格	(45, 867) 42, 876	(56, 419) 51, 559	47, 768
契約金額	(45, 057) 42, 120	(56, 246) 51, 408	47, 628
見積取得数（者）	1	1	1

部局	県土整備部
執行機関名称	安足土木事務所
委託契約開始年度	平成 26 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	安蘇建設業協同組合	安蘇建設業協同組合	安蘇建設業協同組合
契約期間（履行期間）	平成 27 年 9 月 18 日 ～ 平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 9 月 16 日 ～ 平成 29 年 3 月 24 日	平成 29 年 9 月 13 日 ～ 平成 30 年 3 月 23 日
予定価格（税込）	63,450	65,329	65,458
契約金額（税込）	(74,908) 63,180	(65,750) 65,016	(92,977) 64,962
見積取得数（者）	1	1	1

(注)「契約価格」欄の上段の（ ）書きは変更契約後の価格

(ゼロ県債)

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	安蘇建設業協同組合	安蘇建設業協同組合	安蘇建設業協同組合
契約期間（履行期間）	平成 28 年 2 月 17 日 ～ 平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 2 月 14 日 ～ 平成 29 年 9 月 29 日	平成 30 年 2 月 7 日 ～ 平成 30 年 9 月 28 日
予定価格（税込）	66,182	67,953	68,461
契約金額（税込）	(82,026) 65,880	(71,960) 67,500	68,256
見積取得数（者）	1	1	1

(注)「契約価格」欄の上段の（ ）書きは変更契約後の価格

(2) 委託業務の内容

県が管理する道路・河川・砂防・急傾斜・地すべり施設等、各種施設の維持管理及び道路の除排雪・凍結防止剤等散布の他、緊急時の作業を実施するもの。

(3) 委託する理由

道路及び河川等維持管理統合業務は除雪や異常気象時の点検業務等について県民サービスの低下を招くことのないよう、広域的に一括して発注することにより、必要な人員・機械を効率的に運用し、機動力のある維持管理体制を確保していくものであるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

業者の事業実績や技術者の経験、業務の実施方針や実施体制の確保等、総合的に評価した上で決定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用した。

(5) 監査の結果

【各土木事務所共通の指摘事項等】

① 契約期間について（指摘事項）

当委託業務は、契約期間を原則的な一年ではなく、半期としている。契約期間を短くすると参加者の応募機会を確保できるというメリットはある。しかし、県内9つの全ての土木事務所において上期と下期は同じ委託先が受託している。しかも業務量の膨大さから各地域の建設業協同組合以外の事業者には受託困難と推察され、9つの全契約においてプロポーザルへの参加表明者も1者である。したがって、現状では契約を半期ごとに分割する特段のメリットは出ていない。

原則的な一年の契約にすることで、諸経費の率が下がり予定価格が下落するため、契約金額の減額を期待できるほか、契約本数が減るため、県の事務量も軽減することができる。

近年統合業務に移行した地域の契約については、経過観察の必要性もあるが、移行から一定期間経過した地域の契約については、上期と下期の契約を合併し、通年契約にすべきである。

烏山土木事務所を例とした試算

(単位：千円)

	上期と下期の予定価格（変更契約時）の合計額	上期と下期を合併した場合の予定価格	増減	
直接工事費	68,113	68,113	0	0.0%
共通仮設費	9,852	8,504	△1,347	△13.7%
現場管理費	32,607	29,262	△3,345	△10.3%
一般管理費等	17,096	15,006	△2,089	△12.2%
消費税額	10,212	9,670	△542	△5.3%
請負工事費	137,872	130,550	△7,322	△5.3%

② 公募型プロポーザル方式を採用することの適切性について（意見）

プロポーザル方式は、高度な知識・技術、創造性、構想力、応用力が要求される設計・コンサルティング業務や広報業務など、提案の内容が重要な意味を持つ調達に用いられる。

複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲、実績、能力等を総合的に審査し、県の発注する業務等の目的に最も合致した企画・技術力等を有する事業者を選定する方式であり、一般競争入札や総合評価一般競争入札に適しないものの調達に当たり採用する手法である。

県は、公募型プロポーザル方式を採用した理由を下記の通りとしており、また、当委託業務の遂行には事業者が危険箇所等の地域的特性を理解し、災害時等の初動体制を確保できる必要があることを挙げている。

随意契約理由

道路・河川等公共施設の維持管理については、昨今の社会経済状況や建設業の経営環境が厳しい状況においても、健全な状態に維持保全し県民の暮らしの安全・安心を確保していく必要がある。本業務は、除雪や異常気象時の点検業務等について県民サービスの低下を招くことのないよう、地域ごとに細分化していた業務を統合、広域的に一括して発注することにより、必要な人員・機械を効率的に運用し、機動力ある維持管理体制を確保していくものである。このため、委託業者の選定に当たっては、業者の事業実績や技術者の経験、業務の実施方針や実施体制の確保等、総合的に評価した上で決定する必要がある、公募型プロポーザル方式により行うこととしている。

よって、業務上の経験・知識の総合力発揮はもとより、現場の状況等に精通した者を柔軟に配置するなど、特殊な技術・手法・提案等を用いて実施する必要がある場合に相当し、契約の性質・目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、公募型プロポーザル発注方式により業務提案書が特定された業者と随意契約により実施いたしたい。

当委託業務は、道路河川の維持管理であるため、維持管理の品質基準は県で定めるべきものであり、事業者の技術力や企画力に委ねるような内容ではない。よって、公募型プロポーザル方式が馴染む性質の業務ではないと考える。

したがって、県の「随意契約理由」は、競争入札を採用しない理由として適切ではない。競争入札により、事業者を選定すべきである。

③ 委託先固定化への懸念について（意見）

本委託業務は、公募型プロポーザルとしているものの、業務の内容が、「道路・河川・砂防・急傾斜・地すべり等、各種施設の維持管理及び道路の除排雪・凍結防止剤等散布の他、緊急時の作業」と多岐にわたり、対象となるエリアも複数の市と町にわたる広範囲なものであるため、受託可能な者は実質的に限定されている。県としても、従来の個々の業務委託から、統合業務委託に移行するにあたっては、その受託の可能性を十分に調査、検討し、建設業協同組合等で受託可能と判断できる段階で移行に踏み切ったものと考えられる。

応募者が1者であることの当然の帰結として、競争原理が働かなくなり入札率が高止まりすることになる。統合業務委託に移行してからの落札率は、すべて99%を超えている。

また、業務の遂行にあたり協同組合内において、各構成員に活動エリア及び業務が割り振られており、各構成員の受託業務が固定化及び長期化することが想定される。その結果、競争原理が働かないことにより、効率性向上への動機付けがなくなり、効率性の低い業務があっても解消されずに継続する恐れがある。

統合化のメリットについては理解できるものではあるが、委託先の固定化に伴う懸念があることに留意すべきである。

【各土木事務所個別の指摘事項等】

(安足土木事務所)

④ 足利地域の統合業務への移行について（意見）

県内には9つの土木事務所があり、安足土木事務所以外の8事務所はすべて統合業務に移行している。安足土木事務所は道路河川維持管理業務の契約単位を佐野地域と足利地域の2つに分割しており、佐野地域のみ統合業務に移行し、足利地域は統合業務に移行していない。

安足土木事務所は、平成22年度に足利土木事務所と佐野土木事務所が統合して設置された。現在でも安足土木事務所の保全部は足利地域と佐野地域で担当地域が分かれており、保全第一部は足利市の足利庁舎に置かれ、保全第二部は佐野市の安蘇庁舎に置かれている。

また、建設業協同組合も足利市と佐野市で別々に置かれている。

このような背景から契約単位は管内で一つの契約単位ではなく、足利地域と佐野地域で分割されていると考えられる。

足利地域のみ統合業務に移行していない理由として、県は、足利市は他の土木事務所管内に比較して面積が狭いため、統合業務化しなくても維持管理の安定的実施が可能であることを挙げている。しかし、県は、足利地域の道路河川維持管理業務の統合業務化について建設業協同組合足利支部と意見交換した経緯があり、建設業協同組合足利支部自身では建設業許可を取得していないことから、建設業協同組合足利支部は統合業務化に前向きではなかったようである。

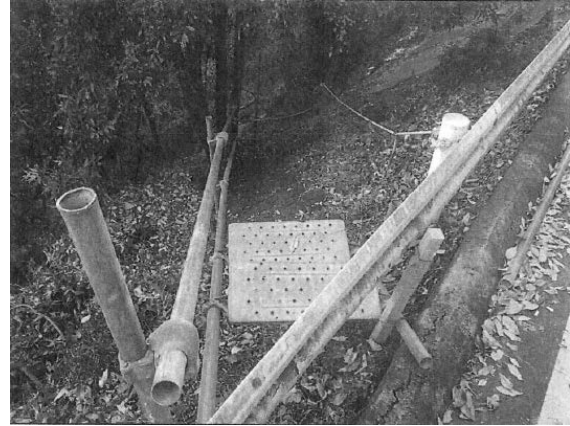
当初から特定の委託先を想定して統合業務化を決めているように見受けられる。本来は統合業務化を決めてから委託先を選定すべきであり、委託先ありきで統合業務化を決定すべきではない。

⑤ 施工体制表の不備について（指摘事項）

「一般県道 堀米停車場線 若松アンダー部の路面冠水時における事故防止対応マニュアル」には、通行規制等の業務協力者に朝日建設(株)と(株)秀和建設を指定しているが、施工体制表には(株)秀和建設が入っていない。災害時に協力をあおぐ重要な会社であり、施工体制表に含める必要がある。

⑥ 災害査定時の足場作製の必要性について（意見）

国土交通省と財務省の職員（40代～50代程度）が災害査定に来るときに、災害箇所を確認できる場所まで行くための仮設の階段と手摺を設置している。設置費用で約25万円をかけているが、必要性について検討の余地がある。



(大田原土木事務所・日光土木事務所)

⑦ 巡回・巡視活動に関する、共通仮設費及び現場管理費について（意見）

当委託業務では、個別の工事や維持管理活動を実施するほか、4人2班体制で平日に業務区域の巡回・巡視を行い、必要に応じて随時簡単な補修や維持活動を実施している。当活動の委託料の計算では、単価×実施日数で計算された金額を直接工事費とし、これに共通仮設費及び現場管理費といった間接費を加えている。一般的に、共通仮設費は現場事務所や安全管理、工事施設など、現場管理費は労務管理費、給与、法定福利費といった、工事現場を管理運営するために要する費用である。当活動においては合計で直接費の6～7割程度の共通仮設費と現場管理費が加算されているが、巡回・巡視ではその都度作業は発生しているものの、通常の個別発注する工事とは性質が異なる。積算上、作業実態を反映した共通仮設費率及び現場管理費率になっているかどうか、検討する必要がある。

【会計局】

1. 栃木県財務会計システム運用業務委託

(1) 概要

部局	会計局
執行機関名称	会計管理課
委託契約開始年度	平成 26 年度

(単位：千円)

項目	平成 26～30 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	一般競争入札	—	—
委託先名称	(株)高知電子計算センター	—	—
契約期間	平成 26 年 7 月 1 日 ～ 平成 31 年 7 月 31 日	—	—
予定価格	229,790	—	—
契約金額	224,078	—	—
落札率 (%)	97.5	—	—
入札参加数 (者)	2	—	—

(2) 委託業務の内容

栃木県財務会計システムの安定稼働を実現するための次の業務

- ・システム運用計画の策定・実施
- ・ソフトウェアの維持保守及びハードウェアの点検・整備の実施
- ・オンライン及びバッチ処理の運用管理
- ・障害発生時の分析及び復旧

(3) 委託する理由

財務会計システムの運用管理には、電算処理の高度な知識及び技術を要し、県職員では、制度改正や障害時の対応に適正かつ迅速に対応することができないため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

財務会計システムは、標準技術を採用し、特定のベンダに依存しないオープンなシステムとして構築していることから、一般競争入札とした。

(5) 監査の結果

① 長期継続契約の契約期間について (意見)

長期継続契約の契約期間については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の施行について (平成 18 年 1 月 19 日付け出管第 86 号出納局長通知) (以下、通知という。) 別紙「条例施行にあたっての留意事項」4 契約期間 において、役務の提供を受ける契約については「複数年契約によるメリット

の享受と競争機会の観点から、原則3年以内とする。」と定めている。ただし、限定的に列挙した3件について契約期間の例外を設けている。

本委託契約は5年間の長期継続契約になっているが、電算システム等の運用保守業務の委託に関する契約は、通知に定められた例外のいずれにも該当しないため、契約期間を5年とすることは妥当ではないものと考えられる。

本委託契約について5年間の長期継続契約を締結するというのであれば、通知を改正して対応すべきである。

2. 栃木県財務会計システム及び総合庶務事務システム共同利用型基盤移行業務委託

(1) 概要

部局	会計局
執行機関名称	会計管理課
委託契約開始年度	平成29年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29～30年度
委託契約の方法	—	—	一般競争入札
委託先名称	—	—	(株)高知電子計算センター
契約期間	—	—	平成29年6月7日 ～ 平成30年10月31日
予定価格	—	—	105,076
契約金額	—	—	101,520
落札率(%)	—	—	96.6
入札参加数(者)	—	—	1

(2) 委託業務の内容

共同利用型基盤における財務会計システム及び総合庶務事務システムの構築、テスト及び移行業務

(3) 委託する理由

庁内の各業務システムに係るサーバ等機器の集約・統合を図るため、平成29年3月から共同利用型基盤の運用が開始された。

これに伴い、財務会計システム及び総合庶務事務システムも平成30年9月までに共同利用型基盤に移行する必要があるが、本業務には、電算処理の高度な知識及び技術を要し、県職員では対応することができないため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

財務会計システム及び総合庶務事務システムは、標準技術を採用し、特定のベンダに依存しない、オープンなシステムとして構築していることから、一般競争入札とした。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

【議会事務局】

1. 県議会本会議及び予算特別委員会テレビ中継業務委託

(1) 概要

部局	議会事務局
執行機関名称	政策調査課
委託契約開始年度	平成 16 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(株)とちぎテレビ	(株)とちぎテレビ	(株)とちぎテレビ
契約期間	平成 27 年 6 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 5 月 2 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 5 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	63,508	63,420	66,741
契約金額	(58,130) 63,508	(54,814) 63,420	(58,285) 66,741
見積取得数(者)	1	1	1

(注) 単価契約であり「契約金額」欄の下段は契約時に予定した額。上段の()は支出額。

(2) 委託業務の内容

県議会の本会議及び予算特別委員会における質疑・質問の模様を、県民に迅速かつ正確に伝えるために行うテレビ中継業務

- ①本会議質疑・質問 (概ね 12 日間)
- ②予算特別委員会総括質疑 (概ね 5 日間)

(3) 委託する理由

県民に対し迅速かつ正確に、本会議等における質疑・質問の映像をテレビ中継するためには、県全域をカバーし広く県民が視聴可能な放送網や生中継番組映像の電送及び映像へのテロップ挿入をリアルタイムで実施できる技術、体制等が必要となるが、県直営では対応できないため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

当該業務の実施にあたり求められる下記の要件を満たす者が1者のみであるため、随意契約とした。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)

- ①県全域をカバーし、広く県民が視聴できる放送エリアを持つテレビ局である。
- ②希望する放送日時・放送時間が確保でき、また放送時間の延長に対応できる。
- ③放送内容や編集等について委託者が直接受託者と交渉できる。
- ④生中継映像の電送及び映像へのテロップ挿入がリアルタイムで実施できる。

(5) 監査の結果

① 事業の効果の確認について(意見)

政策調査課においては放送した県議会本会議及び予算特別委員会テレビ中継番組の視聴率を確認しておらず、事業の効果を確認していない。

テレビ中継番組の視聴率を把握するなどして、事業の効果を確認することが望まれる。

2. 栃木県議会本会議場音響設備改修業務委託

(1) 概要

部局	議会事務局
執行機関名称	総務課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約
委託先名称	—	—	宇都宮電子(株)
契約期間	—	—	平成 29 年 7 月 3 日 ～ 平成 29 年 11 月 24 日
予定価格	—	—	42,577
契約金額	—	—	41,889
見積取得数(者)	—	—	1

(2) 委託業務の内容

当該設備は設置から 10 年が経過し、機器の老朽化により不具合が生じ始めていることや、多数の機器がサポート期間の終了を迎えつつあることから、機能保全を図るため、機器の一部を改修する。

(3) 委託する理由

当該業務は老朽化した設備を一部改修するものであるが、更新機器と既存機器との接続や、必要機器と不要機器の取捨選択等については、専門的な知識が求められるため、県直営での対応は困難である。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

当該設備は、議会の音響や録音を司る重要な設備であるが、様々な機器で構成されており、その全体像を把握するには相当の時間を要することが想定される。このため、当該設備の設計段階から業務に携わるなど、システムに精通している宇都宮電子(株)に委託することで、履行期間の短縮や経費の節減等が見込まれることから、当該業者と随意契約により契約を締結したものである。

(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号)

(5) 監査の結果

① 価格調査の必要性について（指摘事項）

見積書より単価 10 万円以上の部材を抽出したところ（日本無線の製品は一般販売しておらず価格情報がないため除外）、定価販売のものが多く、実勢価格よりも高くなっている傾向がある。1 者随意契約であり、競争原理が働かないことから、県は価格調査を十分に行い、価格交渉をすべきであった。

（単位：円、税抜）

品名	型式	委託先 見積単価	上段：実勢価格（注1） 下段：調査先	希望小売 価格
入力 DSP	ヤマハ DME24N	480,000	500,000 アマゾン（ヤマハ）	オープン プライス
前置増幅器	ローランド FM-186	100,000	67,800 サウンドハウス	89,800
無停電電源部	ユタカ電機 UPS610HP （無料保証延長サービス 5年付）（注2）	241,000	126,475 アマゾン	214,000
無停電電源部	ユタカ電機 UPS1010HP （無料保証延長サービス 5年付）（注2）	285,000	191,236 アマゾン	275,000
電力増幅器 250W 2CH	ヤマハ XP2500	140,000	75,700 アマゾン	140,000
電力増幅器 100W 2CH	ヤマハ XP1000	100,000	63,796 アマゾン	100,000
ルータ	ヤマハ RTX1210	125,000	66,574 アマゾン	125,000
32 型液晶ディスプレイ	シャープ PN-Y326	120,000	53,139 アマゾン	オープン 価格
録音用 IC レコーダー	TASCAM SS-R250N	127,000	119,000 アマゾン	115,000

（注1）平成 30 年 7 月末時点の実勢価格

（注2）平成 23 年 3 月 31 日販売終了品のため、後継機 UPS610SP、UPS1010SP の実勢価格、希望小売価格を記載

② 液晶ディスプレイの壁掛金具について（意見）

シャープ PN-Y326（32 型液晶ディスプレイ）には純正の壁掛金具が用意されている（日本フォームサービス FFP-SW-T400F/FFP-SW-T400LF、実勢価格約 30,000 円）。それにも関わらず、宇都宮電子(株)は 1 台あたり 354,250 円の費用をかけて特注品を製作している。

純正金具を使用しなかった理由は、ディスプレイ本体の厚みが従来品 102 ミリから交換品 56 ミリに薄くなっていることもあり、純正金具を使用した場合、画面表面が従来品よりも 2 センチ奥に入ってしまう、壁埋め込み式のため景観が阻害されるためである。

例えば、設置面に 2 センチの厚みの補強材を入れて市販品を利用する等の代替案を検討し、極力コストを削減できる方法を模索すべきであった。

特注金型の製作費用			(単位：円、税抜)
項目	数量	単価	金額
金具設計費用	1 式	277,000	277,000
金具製作費用	4 台	285,000	1,140,000
計			1,417,000 (1 台あたり 354,250 円)

3. 県議会運営システム設備点検保守業務委託

(1) 概要

部局	議会事務局
執行機関名称	総務課
委託契約開始年度	平成 19 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	宇都宮電子(株)	宇都宮電子(株)	宇都宮電子(株)
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	13,975	13,826	13,825
契約金額	13,824	13,824	13,455
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

議会運営に必要となる、議会議事堂の本会議場映像・音声システム、委員会映像・音声システム、大会議室映像・音声システム、開会議表示システム、登退庁表示システムの各システムを構成する機器等について点検保守を行う。

①機能点検 5月、11月、2月(計3回)

②総合点検 9月

※上記以外に、本会議中の技術者立会いと緊急時のスポット対応も行っている。

(3) 委託する理由

当該業務は、議会運営システムを構成する様々な機器について点検保守をする必要があり、業務遂行にあたっては高度な知識と高い専門性が求められることから、県直営での対応は困難である。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

当該業務の実施にあたっては、システムを熟知し、故障時等に迅速な対応ができる者に業務委託をする必要があるが、宇都宮電子(株)は、議会議事堂音響設備の設計段階から業務に携わるなど、システムに精通していることから、当該業者と随意

契約により契約を締結したものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(5) 監査の結果

① 長期継続契約の採用について (意見)

機器等の保守管理業務の委託については、長期継続契約の対象に含まれている。1者随意契約であり、競争原理により委託料削減を期待できないため、長期継続契約の採用により、委託料を削減する必要がある。

4. 県議会本会議及び予算特別委員会ラジオ中継業務委託

(1) 概要

部局	議会事務局
執行機関名称	政策調査課
委託契約開始年度	昭和53年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(株) 栃木放送	(株) 栃木放送	(株) 栃木放送
契約期間	平成27年5月11日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月15日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月3日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	16,966	16,966	16,491
契約金額	(15,514) 16,966	(14,666) 16,966	(14,461) 16,491
見積取得数(者)	1	1	1

(注) 単価契約であり「契約金額」欄の下段は契約時に予定した額。上段の()は支出額。

(2) 委託業務の内容

県議会本会議における質疑・質問及び予算特別委員会総括質疑の模様を県民に迅速かつ正確に伝えるために行うラジオ中継業務

- ① 本会議質疑・質問 (概ね 12日間)
- ② 予算特別委員会総括質疑 (概ね 5日間)

(3) 委託する理由

ラジオ中継業務は、県全域をカバーし広く県民が聴取可能な放送網や生中継番組の電送を実施できる技術等が必要となるが、県直営では対応できないため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

県内のラジオ放送としては、栃木放送とエフエム栃木が営業しており、両放送局とも全県域をカバーしているが、エフエム栃木が若年層を中心に主として音楽番組

等をメインに放送しているのに対して、栃木放送は、より幅の広い年齢層を対象にニュースや暮らしの情報等、生活に密着した内容を放送している。

本委託業務の趣旨が、全県域にかつ幅広い年齢層の県民に議会活動等を広報することにあることから、当該業務については、栃木放送にて放送することがより効果的であると判断した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(5) 監査の結果

① 事業の効果の確認について（意見）

政策調査課においては、放送した予算特別委員会ラジオ中継番組の聴取率を確認しておらず、事業の効果を確認していない。

ラジオ中継番組の聴取率を把握するなどして、事業の効果を確認することが望まれる。

5. 県議会広報テレビ番組「県議会ハイライト」制作及び放送業務委託

(1) 概要

部局	議会事務局
執行機関名称	政策調査課
委託契約開始年度	平成11年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(株)とちぎテレビ	(株)とちぎテレビ	(株)とちぎテレビ
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月3日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	18,813	18,813	14,143
契約金額	18,813	18,813	14,143
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

通常会議等のダイジェストや、常任委員会、特別委員会等の議会の活動状況、正副議長へのインタビュー等を県民にわかりやすく紹介するためのテレビ番組「県議会ハイライト」(平成27、28年度は「県議会へようこそ」)制作及び放送業務

(3) 委託する理由

テレビ番組の制作及び放送業務は、番組構成の作成や、必要な映像、音源の収録、ナレーション、音楽の挿入など、専門性や技術が必要であり、また県全域をカバーし広く県民が視聴可能となるような放送網を備えなければならず、県直営では対応できないため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

- ①栃木県のみを放送エリアとするテレビ局は、とちぎテレビのみである。
- ②放送時間枠があらかじめ決められている広告代理店との契約では、希望する放送時間帯の確保や放送時間を延長することが困難である。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(5) 監査の結果

① 事業の効果の確認について(意見)

政策調査課においては放送した県議会広報テレビ番組「県議会ハイライト」の視聴率を確認しておらず、事業の効果を確認していない。

県議会広報テレビ番組の視聴率を把握するなどして、事業の効果を確認することが望まれる。

6. 県議会広報紙「県議会とちぎ」制作業務委託

(1) 概要

部局	議会事務局
執行機関名称	政策調査課
委託契約開始年度	昭和63年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先名称	伴印刷(株)	ソニック(株)	ソニック(株)
契約期間	平成27年4月7日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月3日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	3,416	4,040	4,004
契約金額	2,786	2,635	2,548
落札率(%)	81.6	65.2	63.6
入札参加数(者)	5	5	6(3)

(注)「入札参加者数(者)」欄の()は辞退者数(外数)

(2) 委託業務の内容

県議会広報紙「県議会とちぎ」の年4回発行(1発行当たり635,250部[※])に係る以下の業務 ※29年度時の部数

- ア 県からの基本デザインデジタルデータの提供後、レイアウト、文字・画像データを含む、「県議会とちぎ」紙面の全ての制作、校正作業
- イ 基本デザイン以外のカット・イラスト(約3点)、写真(約25点)、県章、グラフ、図表等の作成
- ウ 所定の規格による紙面の印刷
- エ 「県議会とちぎ」ホームページ掲載用データの作成

(3) 委託する理由

県議会広報紙の制作にはデザイン等の高度な技術が必要であり、また、印刷方法（4色刷カラー）や部数（1発行当たり635,250部）の点からも直営（印刷センター）では対応できないため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

当該業務においては、大量部数（1発行当たり635,250部）を県が定める日（校了から約3営業日後）までに納入するために、高速で大量の印刷ができる輪転印刷機が必要である。また、パソコンによるデータ制作力やデザイン力を有するとともに、校正等に迅速に対応できる体制も必要であるため、指名競争入札とした（地方自治法施行令第167条第1項第1号）。

(5) 監査の結果

① 一般競争入札の検討について（意見）

指名競争入札とは、政令で定める場合にのみ認められる契約方式であり、施行令第167条第1項第1号においては、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」に認められるとしている。

本業務については、業者への聞き取り等によれば、条件付き一般競争入札で実施することは可能ではないかと考えられる。一般競争入札の導入の検討をすべきである。

7. 栃木県議会質疑・質問映像及び広報用動画インターネット中継業務委託

(1) 概要

部局	議会事務局
執行機関名称	政策調査課
委託契約開始年度	平成16年度

(単位：千円)

項目	平成26～29年度	平成29～32年度
委託契約の方法	指名競争入札 (長期継続契約)	指名競争入札 (長期継続契約)
委託先名称	(株)会議録研究所	(株)会議録研究所
契約期間	平成26年4月1日 ～ 平成29年4月30日	平成29年4月3日 ～ 平成32年4月30日
予定価格	2,325	3,438
契約金額	2,099	3,265
落札率(%)	90.3	95.0
入札参加数(者)	3	5

(2) 委託業務の内容

- ・本会議及び予算特別委員会の質疑・質問等に係るエンコード（映像データをホームページで視聴できるよう変換）及びインターネットによるリアルタイム配信（ライブ中継）、ビデオ・オン・デマンド配信（録画中継）
- ・議会広報用動画のインターネットによるビデオ・オン・デマンド配信
- ・動画を配信するためのホームページの作成
- ・上記業務に必要なエンコーダ、配信サーバ及び通信回線の提供、維持管理

(3) 委託する理由

県民が映像データをホームページ上で常時視聴できるよう、通信障害の発生等を回避するとともに、配信サーバ等を安定的に運用する必要があるほか、緊急事態等に対する迅速な対応が求められることから、技術及び必要な設備上、県直営では対応できないため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

① 指名競争入札

県民が栃木県議会の質疑質問の状況等をホームページ上で常時視聴できるよう、安定的に運用する必要がある。そのため、入札参加者は、これまで本県や本県と同規模の自治体の議会インターネット中継業務を受託し安定的に運営している実績等を有する者に限定すべきことから、指名競争入札とした。（地方自治法施行令第167条第1項第3号）

② 長期継続契約

受託者が当該業務を行うためには、議会議事堂内に受託者の機器を恒常的に設置する必要があり、安定的な業務履行のためには、複数年による契約が望ましい。また、業務履行のため、受託者が議会議事堂内に設置する機器の設置費及び初期設定費用を勘案すると、複数年契約による経費削減効果が期待できる。

パソコンの普及に伴い、議会ホームページの利用が一般的になり、アクセス件数は年間20万件を超える状況にある。議会中継を今後も継続的に実施する必要があり、加えて、複数年契約により事務の簡素化・効率化が図られる。

インターネット録画中継が途切れることがないように、契約期間の終期設定について、準備期間等を考慮する必要がある。

以上を総合的に勘案し、契約期間を3年1か月間とする長期継続契約とした。

(5) 監査の結果

① 長期継続契約の対象となる業務の拡大の検討について(意見)

「条例施行にあたっての留意事項」（平成18年1月19日制定）によれば「条例及び規則に限定列挙された契約に該当しない契約は、長期継続契約の対象とはならない。」としており、対象業務の判断にあたっては限定的に解釈すべきとしている。

本委託契約については、規則に列挙されている「電気通信回線を用いて情報処理業務に必要な応用ソフトに係るサービスの提供を受ける契約」に該当すると解釈しているが、当該規則を定める時点では想定していなかった委託契約と考えられる。

長期継続契約については、経済性の向上、安定的な県民サービスの提供及び事務効率の向上が図れる可能性がある。長期継続契約の対象となる業務の拡大を図るため、長期継続契約の対象となっていない業務についても、関係部局から適用の要望を受け付けるなど、関連規定について検討を加えていくことが望まれる。

自治体において、長期継続契約の対象となる業務の内容の規定方法として、大きく以下の二つ規定方法に大別される。

i) 条例に対象となる業務又は契約の性質・内容等を規定し、具体的な対象を規則、告示等で規定する。

ii) 条例に対象となる業務又は契約の性質・内容等を規定する。(対象を限定せず、性質等が合致していれば対象とする。)

栃木県は、i) の規定方法を採用しており、長期継続契約の対象となる業務については、規則で限定的に規定しているが、ii) の規定方法の採用も検討に値するものとする。